

感染対策指針

ハート訪問看護ステーション／ハートケアプランセンター

当事業所は、利用者及び従業者等(以下「利用者等」という。)の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高いサービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・運営規程および社会的規範を遵守とともに、事業所における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

(1) 平常時の対策

- ① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- ② 事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者を以って「専任の感染対策を担当する者」(以下「担当者」という。)とする。
- ③ 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

- イ) 利用者の健康管理
- ロ) 職員の健康管理
- ハ) 標準的な感染予防策

二) 衛生管理

- ④ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員や委託業者を対象に年2回以上の「研修」(含む入職時)を定期的に実施する。
- ⑤ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年1回以上の「訓練(シミュレーション)」を定期的に実施する。

感染対策指針

ハート訪問看護ステーション／ハートケアプランセンター

(2) 感染症発生時の具体的対応

- ① 感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 発生状況の把握
 - (2) 感染拡大の防止
 - (3) 医療措置
 - (4) 区市町村への報告
 - (5) 保健所及び医療機関との連携
- ② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - ロ) 消毒
 - ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認
 - ニ) 濃厚接触者への対応など

3. 指針の閲覧

「感染対策指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

4. 附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する

虐待防止のための指針

ハート訪問看護ステーション／ハートケアプランセンター

1. 虐待防止に関する基本的考え方

当事業所では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為をいずれも行いません。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。また正当な理由もなく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 高齢者虐待防止委員会に関する事項

(1) 当施設では、虐待発生防止に努める観点から、身体拘束適正化と一体的に開催し、「虐待防止委員会(以下委員会)」を設置します。なお、本委員会の運営責任者は当施設の施設長とし、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員等を「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下担当者)」とします。

(2) 委員会は、12か月に1回開催します。

(3) 委員会の議題は、委員長が定めます。具体的には次のような内容について協議するものとします。

- ① 提供する介護サービスの点検及び虐待に繋がりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組みに関するこ
- ② 施設職員が一体となって、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、認知症ケア等

虐待防止のための指針

ハート訪問看護ステーション／ハートケアプランセンター

に対する理解を高める研修の実施及び教育等の取り組みに関するこ

- ③ 虐待防止のための指針、マニュアル整備に関するこ
- ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関するこ
- ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関するこ
- ⑥ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関するこ

4. 高齢者虐待防止等のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する高齢者虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底します。
- (2) 実施は年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

5. 虐待またはその疑い(以下虐待等)が発生した場合の対応に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待等が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- (1) 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応しなければならない。
- (2) 居宅系サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげる。
- (3) 入居系サービスは、利用者等に虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に速やかに報告する。その後、施設内における苦情解決の仕組みと同様に速やかな解決につなげる。
- (4) 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 委員会は施設内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに施設長へ報告する。施設長は委員会を開催し、速やかに市町村に通報しなければ

虐待防止のための指針

ハート訪問看護ステーション／ハートケアプランセンター

ならない。

- (6) 必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し報告を行う。
- (7) 報告、解決の手順は高齢者虐待防止をマニュアル参照する。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者（管理者）に報告します。
- (2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の「6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- (4) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

9. 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設内の職員が自由に閲覧できる場所に設置しているほか、当事業所のホームページにも記載しており、いつでも自由に閲覧することができます。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

高齢者虐待防止等のための職員研修のほか、県社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

11. 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。

身体拘束等の適正化のための指針

ハート訪問看護ステーション／ハートケアプランセンター

1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を禁止とする

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

② 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと

③ 一時性

身体拘束等が一時的であること

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める

③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない

⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化委員会において検討する

⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める

身体拘束等の適正化のための指針

ハート訪問看護ステーション／ハートケアプランセンター

(4) 情報開示

本指針は、当施設内の職員が自由に閲覧できる場所に設置しているほか、当事業所のホームページにも記載しており、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる

2. 身体拘束適正化に向けた体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る

① 設置目的

(ア) 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

(イ) 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き

(ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討

(エ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

② 委員会の構成員

委員会は各部署の管理者、虐待防止・事故対策委員からそれぞれ 1 名 委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず 身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする

(ア) 利用前

① 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて協議する

② 身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し現場責任者が説明を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書」を以て同意を得る

(イ) 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、議事録に残す

① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身の他必要な事項を記録する

② 身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討

身体拘束等の適正化のための指針

ハート訪問看護ステーション／ハートケアプランセンター

を行う

- ③ 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「身体拘束経過記録」に記録する
- ④ 身体拘束等継続の場合は、その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する
- ⑤ 身体拘束等解除の場合は即日、相談員より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る

(ウ) 身体拘束等の継続と解除

身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する

(エ) 緊急時

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録するその後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する
- ② 家族への説明は翌日までに管理者が行い、同意を得る
- ③ 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「身体拘束経過記録」に記録する
- ④ 身体拘束等解除の場合は即日、相談員より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る

3. 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する

(看護部長・管理者)

- ① 身体拘束等適正化委員会の統括管理
- ② 支援現場における諸課題の統括管理
- ③ 身体拘束等廃止に向けた職員教育

(介護支援専門員)

- ① 家族、相談支援専門員との連絡調整
- ② 本人の意向に沿った支援の確立
- ③ 記録の整備

身体拘束等の適正化のための指針

ハート訪問看護ステーション／ハートケアプランセンター

(看護職員)

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ② 利用者の尊厳を理解する
- ③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する

4. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年1回以上開催）の実施
- ② 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する

5. 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する